（信書の発受の方法の制限）

第六十六条　法第百二条第一項の規定による在院者が信書を発する方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。

一　郵便（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十四条に規定する特殊取扱（速達及び年賀特別郵便の取扱いを除く。）によるものを除く。）による方法

二　電報による方法（緊急の必要がある場合及び付添人等又は弁護人等に対して信書を発する場合に限る。）

2　法第百二条第一項の規定による在院者が信書を受ける方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。

一　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による方法

二　電報による方法

（複数の在院者に宛てた信書等の取扱い）

第六十七条　複数の在院者に宛てた信書であって、在院者が受けることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

2　在院者に宛てた信書であって、在院者が受けることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第七十条第一項本文の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第百条、第百一条又は第百九条第三項の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその内容（法第百一条の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。）を了知させるものとする。

（死亡者の発受禁止信書等の引渡し）

第六十八条　法第百四条第一項又は第二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（第九十条第一項において「発受禁止信書等」という。）のうち、法第百四条第四項の規定により引き渡すものについては、第二十八条第一項の規定を準用する。

（法第百八条に規定する法務省令で定める者）

第六十九条　法第百八条に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）

二　自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国若しくは地方公共団体の機関又はその職員

三　委員会

（翻訳等の費用の負担）

第七十条　法第百九条第一項後段又は第二項後段に規定する通訳又は翻訳の費用は、次に掲げる場合を除き、面会等（面会又は法第百六条第一項の規定による通信をいう。第二号イにおいて同じ。）又は信書の発受の目的及び在院者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められる特別の事情があるときに限り、その者に負担させることができるものとする。

一　在院者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者と面会し、又はその者との間で信書の発受をする場合

二　次に掲げる場合において、在院者がその費用を負担することができないとき。

イ　在院者が法第九十二条第一項各号に掲げる者と面会等をする場合

ロ　在院者が次に掲げる信書の発受をする場合

(1)　在院者の保護者等との間で発受する信書

(2)　婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

(3)　在院者の更生保護に関係のある者との間で発受する信書その他の信書の発受によりその改善更生に資すると認められる信書

第十二章　賞罰

（賞の授与）

第七十一条　法第百十二条の規定により少年院の長が与えることができる賞は、賞詞、賞票又は一万円以下の金額に相当する賞品とする。

（謹慎の方法）

第七十二条　謹慎に付されている在院者の居室は、単独室とする。ただし、少年院の長が謹慎させるのに支障がないと認めるときは、この限りでない。

2　少年院の長は、謹慎に付されている在院者について、法に定めるところによるほか、謹慎させるため必要な限度で、その生活及び行動を制限することができる。

（運動の機会の付与）

第七十三条　謹慎に付されている在院者に運動の機会を与える日数は、一週間につき二日を下回ってはならない。

（法第百十七条第四項の措置の実施方法）

第七十四条　少年院の長は、在院者について、法第百十七条第四項の措置を執る場合には、その処遇は、運動、入浴、健康診断、診療、面会又は反則行為についての事情聴取の場合その他居室において行うことが困難な処遇を行う場合を除き、昼夜、居室において行うものとする。ただし、同条第一項の調査の実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

2　法第百十七条第四項の措置が執られている在院者の居室は、単独室とする。ただし、同条第一項の調査の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

（弁明の方法）

第七十五条　法第百十八条の規定による弁明は、これを聴取する職員の面前に出頭し、口頭で行うものとする。ただし、在院者は、職員の面前に出頭して口頭で行うことに代えて、弁明を記載した書面を提出し、又は在院者を補佐する職員が弁明を録取する方法により弁明を行うことができる。

第十三章　救済の申出等

（申出書の記載事項等）

第七十六条　法第百二十条の書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申出をする者の氏名及び生年月日

二　申出をする者が収容されている少年院の名称

三　申出に係る処遇が行われた少年院の名称

四　申出に係る処遇の内容

五　申出の理由

六　申出の年月日

2　法第百二十条の規定による申出をする者は、出院した後に法第百二十七条の規定による通知（以下「処理結果通知」という。）を受けるには、法第百二十条の書面への記載その他法務大臣が定める方法により、出院した後に処理結果通知を受けることを希望する場所を法務大臣に届け出なければならない。

第七十七条　法第百二十一条第一項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前条第一項第一号及び第三号から第六号までの事項

二　申出をする者の住所又は居所

三　申出をする者が出院した年月日

2　法第百二十一条第一項の規定による申出をする者が、前項第二号の住所又は居所以外の場所で処理結果通知を受けることを希望するときは、書面により当該場所を法務大臣に届け出るものとする。

3　法第百二十一条第一項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における法第百二十一条第一項の規定による申出の期間の計算については、送付に要した日数は算入されない。

第七十八条　法第百二十条又は第百二十一条第一項の書面（次条において「申出書」という。）には、救済の申出をする者が指印し、又は押印しなければならない。